

西宮市所有者のいない猫対策活動員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市所有者のいない猫対策活動員（以下「活動員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市内に生息する所有者のいない猫に対し、繁殖の抑制とその後の猫の世話をを行う活動員を設置することにより、所有者のいない猫の数を抑制し、市民の良好な生活環境を保全するとともに、動物愛護の意識高揚を図ることを目的とする。

(活動員)

第3条 活動員は、西宮市内に居住又は勤務先を有する18歳以上の者とする。

2 活動員は、別紙に定める「西宮市所有者のいない猫対策活動指針」（以下「指針」という。）に沿った活動を行うものとする。

(活動員の認定)

第4条 活動員としての活動を希望する者は「西宮市所有者のいない猫対策活動員申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の申請を行った者で、別紙に定める指針に基づき、活動に努めることができることを認める者に対し、活動員の認定を行う。

3 市長は、前項で活動員として認定した者に対し、「西宮市所有者のいない猫対策活動員の証（以下「活動員証」という。）」（様式第2号）を交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により交付された活動員証及び指針に規定する腕章、ネックストラップ式の証（以下「活動員証等」という。）をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から「西宮市所有者のいない猫対策活動員証等再交付申請書」（様式第3号）の提出に基づき活動員証等の再交付の申請があった場合は、これを再交付するものとする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、活動員が次の各号のいずれかに該当するときは、活動員の認定を取り消すことができる。

(1) 別紙に定める指針の内容を遵守できないと認められるとき

(2) 本人から辞任の届け出があったとき

(3) その他、西宮市動物管理センターが必要と認めたとき

2 活動員は、前項の規定により認定の取消しとなった場合には第4条第3項に規定する活動員証等を市へ返納しなければならない。また、辞任を届け出る場合には活動員証等を添えて、「西宮市所有者のいない猫対策活動員辞任届兼活動員証等返納届」（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。